

町報

(昭和46年3月25日発行)

No. 41

発行所

岐阜県加茂郡川辺町

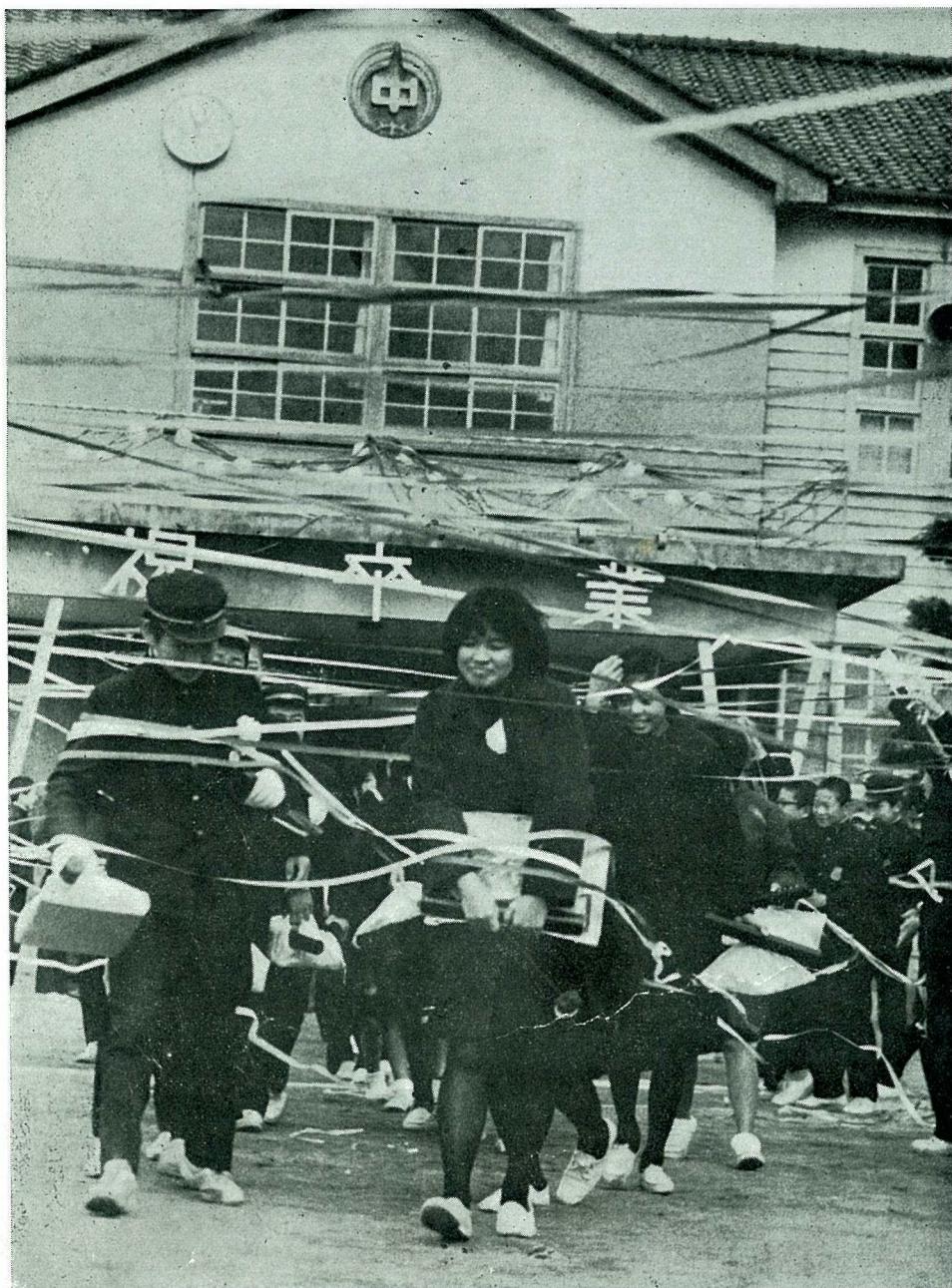
編集

川辺町役場総務課

印刷

関印刷有限会社

卒業おめでとう



在校生諸君の手から手へとつながれた赤、白、黄、色とりどりのテープのトンネルをくぐって、203名の卒業生たちは、新しい社会新しい学園へと、希望に胸をふくらませて、三年の間育ててくれたなつかしの母校を、巣立ってゆきます。

3 / 46

—明日の郷土を考える—

選挙の現状と今後の課題

明るいまち、住みよいまち、そして明日への発展を約束してくれるもの、それは「明るく正しい選挙」です。

最も身近かな、最も大切な選挙、「県議会議員選挙」「町長選挙」を迎え、有権者を代表して、次の

皆さんに、
一、投票所について
二、低年令層の有権者の棄権の対策
三、選挙違反をなくすには
以上の三つの問題点について、
ご意見を司いました。

(イロハ順 敬称略)

中川辺横町 洋服業

井戸 和之 (四〇)



一、ついでに、外に適当な施設がありませんのでやむを得んのだと思ひます。もう少し道路が広くて、駐車場のあるところがほしいですね。

二、について

候補者に年配の方が多いので、なじみがなく関心が低いということもあります。また選挙といういつも日曜日に行なわれます。こんどの県会、町長選挙も日曜日ということですが、日曜日は遊びに行ってしまうということもあります。

三、について

西柄井下組 農家主婦

橋本員子 (四三)

この地域は西柄井でも一番端で、お年寄りの方にはちょっとえらいと思います。

長男がはじめて選挙権ができたとき、選挙なんか関心がないから



私はいつも思いますが、金を使わなくて出るような方法はないのか。

一、について
この地域は西柄井でも一番端で、お年寄りの方にはちょっとえらいと思います。

二、について
いつも日曜日に行なわれます。

三、について
いつも思いますが、金を使わなくて出るような方法はないのか。

選挙違反をなくすには、何といつても候補者に金を使わせないとすることが一番ですね。一騎打というような選挙ですと運動員の方たちも熱が入って、相手というか敵方側がやるからどちらもやろうじゃないかということになって、とにかく泥濘合戦になるというケースも起きています。実際問題として、「明るく正しい選挙」ということはほんとうに難しいことだと思います。月並みな言葉ですが、有権者ひとりひとりの自覚に訴えるより方法がないと思います。

投票にゆかないといいましたので、お母さんは選挙権がでけてからべんも棄権したことがないと話しましたところ、ではついてゆくといって一緒に行きました。若い人たちが遊びに行ってしまって、話しますが、年令の差といいますか土地の人でも会っても知らないといいます。やはり田舎では年配の方が多く若い人が出られるのは何か特殊の場合だけで、それと投票日が日曜日であるということに日々には家族揃って出掛けられることが多いので、婦人会の集まりでももう日曜日には開くことができないようになりました。むしろ選挙は、闇なときより忙しいところの方が良いかも知れません。また棄権される方はいつの選挙でも棄権されるようですね。これはお互いに婦人会とか青年団でP・Rしなければいけません。それから投票に品物を使うということはあまりよい方法だとは思いません。そういう費用は外の方に用いてもらったらと思います。

それから、皆さんが違反になることがからをよく知らないということもあります。私婦人会の会議に出席して、パンフレットをいただき、こういうこともいけないのだうのが一番良いのではないですか。

それから、皆さんが違反になることがからをよく知らないということもあります。私婦人会の会議に出席して、パンフレットをいただき、こういうこともいけないのだなあと思うたりしたこともありましたので、やはりささいなこと、身近なことだと思っていても、それが違反になっていることもあります。P・Rしていただく必要ではないかと思いつきます。選挙のしおりとかパンフレットを作つて区長さんを通じて各家庭へくばついていただくといいでね。ほんとうに違反の出ない悔いのない選挙をしていただきたいのです。

啓もう運動はやはり見るというより聞くということで、宣伝カーなどで行なうと良いと思います。とくに主婦は新聞などを読むといふことはむつかしいので、チラシなんかではなかなか目につかないと思います。それで耳で聞くといふのが一番良いのではないかと思います。

下麻生下毛町
商家主婦

西村一江

戦後に生れた人は割合関心が薄いかも知れません。候補者に若い人が出てもらうということです。あまり年令に違いがあると理解できにくいと思います。年配の方はもちろん大事ですが若い人たちの気持ちもとり入れていただきたいですね。ちょうど私たちの年代がお年寄りと若い人の中間に当るわけですが、お年寄りの方の声も聞かねばならないし、また若い人たちのいうことも聞かねばならないので間に入って板ばさみになるということで、いつも友人と運が悪いと話しております。若い人は昔のこととは全然知りません

の間では、下麻生の投票所にはきたいという声があります。私もその方が良いと思います。投票率などを考えますとやはり便利の方がよい成績があげられると思います。これはむつかしい問題かも知れませんが、設備などについては特に問題はありません。



五〇

し、また聞いても理解できない」ということで、年配の方も大事で、ので出てもらわなければなりませんが、若い方にも出てもらおうといふことが大切だと思います。そうすれば若い方の関心も高まり、投票率も良くなると思います。

ます候補者は金を使わせないようにするということが大切です。使うと派手になつて、違反につながると思います。

うこと 자체は問題ではありませんが、投票にゆこうという人は当然そういう物をもらわなくとも行くと思います。

本当にこの人ならと思う人だったら違反ではないと思います。それ以外にはないと私は思います。十人十色ということで絶対この人ならと思っていても、片方では敵もありますが、身近かな選挙なら人物もよくわかると思います。

成人式のときにパンフレットをいただきますが、あれだけではしん透しないと思いますので、青年団の活動に折りこんでもらうといふようなP・Rをしていただくとか、町報を利用して常日頃から啓発してもらおうとよいと思います。とくに参議院の選挙などでは候補者の顔も知らぬ人が多い。そして勤めている方は立会演説会も聞かれません。また中央へ出てゆくこ

うことはなっておりますが、なんとかならないかと思つております。皆さんのが喜んでやるということが、いまのあり方では強制されるとならばとくに問題はありませんが、出るという具合ですので問題があると思います。みんながこぞつてこの人を出して、少しでも政治を良くしてもらいたいというようにもってゆくのが本当の姿です。それでなければいけないと思ひます。本当に気持のよい選挙ができるといふかと思っております。

鹿塙笛洞 農業
(四四)



投票所 比久見倉知 地方公務員

い　る人は慎重に原したいものを
投票所 比久見倉知 地方公務員
(鹿塩公 民館)は 高田 忍
中央です し、結構 いた
だと思い りません。

とも難しいので、各部落毎に演説会を開くなど身近かなところへ来てもらうと関心も高まり良くなると思います。一面識もない人に投票するということも難しいと思います。

二、三について

二、について

関心がないというのが原因で
す。それとやはり候補者を知らな
い。~~い。のまゝまことにまざらに思は~~

若い人の投票率が悪いと
とは、自分だけ投票してま
もならないといった無関心

施設とか場所についてはとくに問題はありませんがちょっと気が

加藤かつみ(四六)

鹿塩山中 農家主婦



関心がないというのが原因です。それとやはり候補者を知らないというところで、町議会なんかも若い二十代、三十代の青年が出れば、関心も高まり、投票率も良くなると思います。他の市町村では割合若い方も出てみえますが、川辺町の場合は昔から年配の方ばかり出

若い人の投票率が悪いということは、自分だけ投票してもどうもならないといった無関心が原因であると思います。いまの若い人たちの考え方では、地域社会の為になろう、少しでも貢献しようと、いう気はないと言つても過言ではないと思います。それが無関心ということになり、棄権も多くなります。選挙で暇をつぶすより車で

の自覚を高めることが大切だと思います。

選挙違反は他の罪にくらべると比較的軽くみられがちで、本人も罪の意識が薄いということもありますので、とくに指導的立場にあたる人は慎重に願いたいものです。

三、について
これはやはり義理人情にしばら
若い方の出る余地のないところで
られるという傾向が強いですね。
す。



遊びに行つた方が良いと
するにはやはり青年団活動を
高めよう
若い人たちの政治意識を

とするにはやはり青年団活動を
ばすよう町政の力で努力しても
らいたいと思います。現在の川辺
町の青年団は存続を危ぶまれてい
るような状態です。すでに下川辺
地区は三年ほど前に解散したま
になつております。そんな状態で
ので、政治とか町政に対する関
心を高めようとしても非常に困難
になつています。決して団員の対
象者がないというわけではありません。
いや、その反対です。いま
中卒以上から二十五歳までの者は
五百人はくだらないと思います。
しかし、そのうち青年団に入つて
いるのはわずか百人程度で、その
上、会議に出席してくれる者は五
十人位です。新年度の役員を定
めるために立候補制を採用しました
が現在（三月二日）立候補者はひ
とりもありません。若い人たちの
間では青年団に入つても何も利益
がない。会社でそれだけ残業され
ばいくらになるといいます。また、
個人の意見が強くて、行事など計
画してもなかなかまとまりませ
ん。毎年末にクリスマスパーティー
を開きます。すると顔も知らな
いような人たちが大勢みえます。

「明るく正しい選挙」というこ
とも実はこのことから育ててゆか
ねばならないということです。町
の教育委員会に青少年係として若
い方がいないことや役場の職員の
方が入つてみえないということとも
一つは低調の原因になつていると
思います。他の町村では、役場の
方が率先して活動してみえます。
田空港の問題が大きくなりあげら
れましたが、若い人たちのうちど
れだけ関心があるでしょうか。テ
レビや新聞を見ている人があるだ
ろうか、芸能やレジャーにはくわ
しいけれど、こういう問題には全
然無関心であると言えます。これ
は大へんなことだと思います。現
職大臣の失言問題や不渡手形事件
が新聞やテレビをぎわしました
がこういう人たちを出したとい
うのもやっぱり選挙民の責任です。
では、どうしたら若い人たちの
政治的関心を高めることができる
か。それは町議会に若い人を送
り良いと思います。例えば4Hク
ラブとか、勤労協から若い人を出

もちろん会費もわざかですか。
ところが他の修養活動にはほんと
うに数えるほどしか来つてもらえない。
最近では青年団の中でも執行部に
対する意見とか文句は全然でき
ません。任せ放しということで、
ほんとうに関心がありません。全
く低調です。淋じいことです。

下川辺下組 農業

日下部 武（三十）



一、について
いて
いまの

川辺公会堂は、せまいですが、外
すが、外
私も政治の勉強だとすることで
引張りだされました。一回、二
回と参加するうちにやはり自分た
ちでやらなければという気持ちにな
りますので出てゆかねばならなく
なります。一つの家庭でも、誰か
が選挙運動に参加していますと話
しあいの機会も生れてきます。

二、三について

若い人、いわゆる新らしく選挙
権ができた人が、はじめて投票所
に行きますと、あのふんいきと
まどうということがあると思います。
立会の方々に高い所から眺
められて、何か不正をするので監
視されているような気がします。
そういうことで若い人の投票率が
悪いと思います。第二に、これは
いまの家庭が原因している。家庭
が悪いと思います。かりに一家に
祖父、父、息子と三世代が同居し
ている場合、祖父母と父母、父母
と息子とは話が合うと思いますが
祖父母と孫とはなかなか話ができ
ないと思います。然しそれは選挙
があるということと家庭で話しあ
いをする機会を作ることが必要だ
と思います。選挙権なんかいらな
い、選挙なんか年よりの仕事だと
いうのがいまの若い人たちの風潮
だと思います。

西柄井 謡曲指南

安田源太郎（七〇）



一、につ
いて

西柄井

地区は中
川辺に投
票に行き

ますが、

このへん

では、中川辺へ行くことを町へ行
くといいます。それで投票に行く
ところが泥靴では、こんなモノペ
ではというわけで、服装をかえて

二、について
いて
いまの

川辺公会堂は、せまいですが、外
すが、外
はないのでやむを得ないと想いま
す。規則かも知れませんが、目の
前で立会の方が並んでおられると
入りにくいという人もあります。

三、について
いて
実際に選挙運動に参加します

くして、午前八時から午後七時ま
でとした方が通勤者の便もよくな
り、投票率も向上すると思います。
人が多くなります。
と、日曜日はレジャーでかける
のは、選挙が第一歩ですので、運
動なんかに参加していくと勉
強もでき関心も生れて、これが明
るく正しい選挙につながると思いま
す。

西柄井の失言問題や不渡手形事件
が新聞やテレビをぎわしました
がこういう人たちを出したとい
うのもやっぱり選挙民の責任です。
では、どうしたら若い人たちの
政治的関心を高めることができる
か。それは町議会に若い人を送
り良いと思います。それから
投票日とか時間のことですが、投
票日は平日にして朝夕を一時間遅

ゆく人が多いですね。それでおつ
くうになるということで、もっと
気楽に地下足袋でも、ほほかぶり
でも行ける所がほしい。それで費
用や、人の問題もあると思います
が西柄井に一か所ほしいですね。
でも行ける所がほしいですね。
これは皆さん希望してみえると
思います。戸数も二百戸ぐらいあ
りますからね。

どの選挙はだれが出るだろう
「誰がでもよいじゃないか」

「お前がでもよいじゃないか」と冗談まぎれの話から家族の者が集って共通な話題として選挙の話をとりあげてほしいと思います。

そうすれば若い人も選挙に関心を持ち、投票に行くようになります。

西柄井には「若人会」というものがあり、これは三十二、三才の人たちですが選挙でも、中心になってやっています。これは町内はもちろん全部の町村、全国どこでもこういう風にやってもらうと日本はもっとよくなると思います。こういう人たちが川辺町全区で若い候補者をたててやってもらおうといふ思います。

投票に景品をつけたり、或いは物品を渡すということは、私は絶対に反対です。そんなことまでして投票率をあげる必要はないと思います。

よく党を選ぶか人を選ぶかといふことをいわれますが、身近かな選挙では、やはり親しみのある人物ということになります。「明るく正しい選挙」ということは本当に難しい問題です。

一説には「金のある人にはどんどん使わせてしまおう。品物でもどんどん買わせる。そうするとなるべく困ってしまう。そういう風な極端な意見もありますが、この「明るく正しい選挙」については本当のところ方策がないといって

も過言ではないといえますが、せめて新しく選挙権の出来た人たちには選挙権行使するについての心構えを家族で話しあって、自ら得してもらうより方法がないと思いません。それから私は男性よりも女性を啓もうした方が効果があると思います。男は頑固ですが女性はすなおですからね。平和を守るのは女性です。男性は本能的に闘争します。結論を申しますと、女性の人と若い人にもっとしめてもらわなければならぬ。選挙を明るくするのも暗くするにも女性にあります。婦人会などを利用してもらうとよろしい。それから、いまの被選挙権は年令の下に制限があるが上にはありません。私は上にこそ制限を設けるべきだと思います。老令年金をもらうようになつたらやめるべきです。八十過ぎになつても政治活動はできるといいますが、古い歴史を被つていまいます。もう前進はありません。過去だけです。と私はいたい。

西柄井の若人会のような組織が選挙の中核になってほしい。若いお母さん方にもっと政治意識を持つてほしい。

青少年育成ということを聞きまことに大きな声で投票者

インスタント食品で間に合わせてしまう。いわゆる愛情がない。これまでダメです。そして夕食がすむとテレビを見て寝てしまう。親子でも話しあう時間なんか全然ありません。問題はここにあると思います。この点とくに主婦の方にお願ひしたいと思います。

若い者の政治に関心が少ないので、現在平均年令五十歳以上が多くの若い者との考え方相違しているため、できうる限り若い青壯年層より立候補を希望する。これは不可能に近いことなので、青年層との談合の機会を多く持ち、その意見を積極的に取り入れ、選挙に

対してより多い関心を持たせるよう、平常より指導的立場にある人が心掛けねばならない。

小森清子（四四）



一、について
二、について
三、について

無関心のため何らかの方法によつて投票に対する自己責任を起させられる方法はないものか。

選挙に

現在実行は不可能かと思われるが、できれば候補者の立会演説を多く、中を広く持ち、遊説の場合自分の意見をその場にて行なわればポスターのみにて候補者の政治力、人格等が自ら解るので、不出きつたことがあります。車で上まで行く台にありますので、高齢者の方には上り、下りがちょっと気の毒ではありませんが、歩いてゆく人も多いのでちょっととえらいなあと思つたことがあります。公民館も施設を利用していただく、これは

必要な運動員もいらなくなる。これは候補者自身の問題なので、まず身近かな選挙からそのように改正しなければならない。そのためには、若い人の支持が必要で、古いしきたりやお金で動く選挙運動は徹底的に追放しなければならない。

二、若い世代の棄権の対策

二十代の人たちにとって一番大事な小学校時代の教育が、戦後の混乱時であったということが、原因しているのではないかと思います。当時では、教育方針も定まりず、そうしたことと年配の者からみると、どうもいかんという線もありますが、小さい時の教育とうものは、そんなに簡単に切り替えるということは、難かしいと思います。三十代、四十代の人は国民の中堅ですので、関心が深いといふのは当然ですが、やはり二十

一、投票所について
投票所は各所に多くあります。車で上まで行く人もありますが、歩いてゆく人も多いのでちょっととえらいなあと思つたことがあります。公民館も施設を利用していただく、これは

重本亀秋（七〇）



一、投票所について
投票率の向上からいって

小池秋男（五〇）



中川辺浦町 公務員

受付けの際に大きな声で投票者

上川辺みさの 無職

代の人たちはレジャーに走るといふこともあります。若い人たちの選挙に対する熱意というものは、いま選挙があるからといって、すぐ啓もうとするというものではないと思います。いろいろな機会を利用して啓発してゆくということが大切ではないか。たとえば、成人式の時を利用して、吹き込んでもらいうと思ひます。

三、選挙違反について

これは、若い人より年配の方が身が入って、力の入れすぎですね。それで、誤った方向に行くのではないでしょか。まず、候補者に金を使わせないようにする。いつも選挙の時に思います。もちろん不動票というものがありますが、それをかく得するためには、候補者ができるだけ公約を発表して、投票してもらおう。町議会のような選挙では、立候補されたらこんどは誰に投票しようということは、大体の人はもう決まると思います。だから、いくらお金を使つても、それで自分の意志を替えるという人は、特殊の人だと思ひます。金を使つたり、やかましく言わなくとも、出れる人は出れると思います。そこには、いろいろと従来の習慣があります。自分の意志どおり動けない。選挙になると○○対策委員会というものをあります。皆がその気持ちでゆけば良いがある一部の人たちに意志を束縛されてしまう。これが旧来の悪いだと思います。

か。

西橋井 地方公務員

岡本美保子 二〇才

新選挙権を得て思うこと



自分の家の下を掘り崩す

宍戸左行

成人式を終え、私もやっと選挙権を手にすることができた。まさにこのことは選挙の当たり年、否使いがいのある年である。

仕事の関係上私は二度ばかり選挙事務に携わったことがあるがそ

のつど感すること「なんという無

関心かつ知識のない人が多いこと

か。候補者の名前、投票日さえ知

らぬ者、いや知っていてもそれを

生かさぬ人にこそ

そ私は罪深く

思える。その人

たちは知っているだろうか、選

挙にあたって関

係当局の並々な

らぬ努力を。病

床についている

と思われる人で

さえ家人に付き

添われて一票を投

じてゆく姿を。ましてや健

康な人ならばも

のの五分とかか

らぬ投票に負担

がかかるはず

がないではない

か。

この人たちの

新選挙権を得て思うこと

「選挙権なんか面倒だ。いつそな

い方がよい」

ところがそう口走った人こそいざ

不満を言うのではないだろうか。

万人の多くが戦つてやっと手に入れた権利を、いつの間にか当然のように、ことに甘んじてしまつている。これは人の弱さであり、大きい社会問題でもあり、しいては日本がこと選挙に関してもまだ未完成な状態であることを認めざるを得ないのでは……。

私は思う。一票なりとも考えもなくムダにはすまいと。

「証明書」は不要です
不在者は投票の手続きが一部変更いたしましたので、説明いたします。

選挙人は自分の市町村の選挙管理委員会（以下選管）で不在者投票をしたいときでも、その他の場所で不在者投票をしたいときでも、不在者投票をするためには、まず自分の市町村の選管に対して「自分はこれ

これの理由で投票日に投票所へ行けないので不在者投票をしたいから投票用紙等必要なものを交付してほしい」という請求をしなければなりません。今までの手続きで

は、この請求をする際に、「誰々はこれこれのわけで投票日には投票所へ行けません」という証明書を提出しなければなりません。せんでしたが、手間もかかり、時としては費用もかかりました。

この不在者投票事由証明書は、今後は提出しなくてもよくなりました。

「宣誓書」を提出してください。
そのかわり、右にのべた請求の際に「宣誓書」を提出してもらうことになりました。「宣誓書」は要するに、選挙人が自分の名義で、私はこれの理由で投票日に投票に行けません、右間違いないことを誓います。

と書いた書類のことです。その用紙は市町村の選管に置いてありますから、これを利用することができます。これによつて手続きは格段に便利になりました。早い話が、不在者投票をしようとする選挙人は自分の市町村の選管に印鑑ひとつ持つて出かければ、それで請求手続きを済ませ投票もできます。

ご注意願います
自分の市町村の選管で不在者投票しようという選挙人は、自分で出かけて右の請求をし、同時に投票してしまえばよいのですが

他の市町村の選管で不在者投票をしようという選挙人は——たとえば出稼に行っている人とか長期間出張している人とか——は請求をし、同時に投票してしまえばよいのですが

郵便によって右の請求を提出する場合があります。そ

ればならないことを忘れ

ないでいただきたいのです。特に、今まで何度も不在者投票をしたことがあるような人はご注意下さい。身近な人や知り合いの人々にこのよう、不在者投票をしそうな人があつたら是非「手続きが変っているから近くの選管にちょっと聞きあわせるように」と声をかけてあげ下さい。くわしくは、お近くの選管にご相談して下さい。

不在者投票の手続きが変わりました

この不在者投票事由証明書は、今後は提出しなくてもよくなりました。

「宣誓書」を提出してください。
そのかわり、右にのべた請求の際に「宣誓書」を提出してもらうことになりました。「宣誓書」は要するに、選挙人が自分の名義で、私はこれの理由で投票日に投票に行けません、右間違いないことを誓います。

と書いた書類のことです。その用紙は市町村の選管に置いてありますから、これを利用することができます。これによつて手続きは格段に便利になりました。早い話が、不在者投票をしようとする選挙人は自分の市町村の選管に印鑑ひとつ持つて出かければ、それで請求手続きを済ませ投票もできます。

明るく正しい選挙のための

選挙運動早わかり

選挙運動の期間

立候補の受付が済んだ時からである。したがって、選挙の期日の告示があつても、立候補するまで選挙運動はできない。選挙運動は原則として、投票日の前日までであるが例外として、投票当日でも、次に述べる選挙運動はできる。

(1)投票所を設けた場所の入口から三〇〇メートル以上離れた区域に選挙事務所を設置すること。
(2)①の選挙事務所を表示するためおび看板の類を通じて三、ならびにちょうちんの類一を掲示すること。
(3)選挙運動期間中、適法に掲示した選挙運動用ポスターを掲示しておこること。

選挙運動をしてはならない人次の公務員は選挙運動を禁止されれる。
(1)選挙事務関係者は在職中、その関係地域内において、選挙運動をすることを禁止される。投票立会人、開票立会人および選挙立会人にはこの制限はない。
(2)特定公務員、選挙管理委員会の委員および職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、選挙運動に関する事務を取り扱う

警察官、収税官吏および徴税の吏員。

(3)次の公務員は、国家公務員法、地方公務員法、教育公務員特例法により政治的行為が禁止されている。イ一般職の国家公務員、ロ一般職の地方公務員は、一定の地域内において選挙運動をすることは禁止される。ハ国立学校および公立学校の教育公務員。

公務員等はその地位を利用して選挙運動をしてはならない。
教育者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。

未成年者の選挙運動の禁止

未成年者(満二十歳未満の者)は、いっさい選挙運動をすることができない。また、何人も、未成年者を使用して選挙運動をすることはできない。

しかし、未成年者であつても、単なる選挙運動のための労務に使用することはさしつかえない。

選挙犯罪者の選挙運動の禁止

選挙犯罪を犯したために選挙権および被選挙権を有しないものはいっさい選挙運動をすることができない。

選挙事務所

選挙事務所とは、特定候補者の選挙運動に関する事務を取り扱う

のであれば、いっさい禁止される。

選挙運動用の自動車と船舶

どの選挙でも、主として選挙運動に使用することができる自動車

船舶の数は、候補者一人につき、自動車一台か船舶一台に限る。

自動車一台か船舶一台に限る。

選挙運動のために使用すること

選挙運動用の自動車と船舶

選挙運動のため連呼行為をする

ことはできない。ただし、演説会場、街頭演説または演説の場所においてすることができる。なお、県および市の選挙については、

選挙運動用の自動車と船舶

選挙運動のため連呼行為をする

ことはできない。ただし、演説会場、街頭演説または演説の場所においてすることができる。なお、

署名運動

選挙に関し、投票を得る目的、得しめる目的または得しめない目的をもつて選挙人に対し署名運動をすることは、いっさいできない。

連呼行為

選挙運動のため連呼行為をする

ことはできない。ただし、演説会場、街頭演説または演説の場所においてすることができる。なお、

戸別訪問

戸別訪問および戸別訪問に類似する行為も禁止される。

休憩所等の禁止

休憩所その他これに類似する設

得しめる目的または得しめない目的をもつて選挙人に対し署名運動をすることは、いっさいできない。

連呼行為

選挙運動のため連呼行為をする

ことはできない。ただし、演説会場、街頭演説または演説の場所においてすることができる。なお、

(4) 汽車、電車、乗合自動車、船舶（選挙運動用のものを除く）および停車場その他鉄道地内
 (5) 病院、診療所その他の療養施設

飲食物の提供の禁止

選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名儀のものであっても、原則として禁止される。

提供禁止の対象となる飲食物は料理、弁当、酒、ビール、サイダー、菓子、果物等をいうが、特に湯茶およびこれに伴い通常用いられている程度の菓子と選挙事務所において選挙運動員や労務者に対して提供される弁当は除外されている。なお、提供した湯茶、菓子の経費は、すべて運動費用に加算される。

選挙事務所における弁当は、次のような制限に従って提供することができる。

①立候補の届出後から投票日の前日までの間に運動員と労務者に対して選挙事務所で食事をするための弁当で選挙事務所で渡すものだけ提供できる。応援弁士は運動員に、運転手、船員は労務者に含まれるから提供できるが、陣中見舞に来た選挙には提供できない。

②弁当の価格は、選挙管理委員会が告示した弁当料の範囲内でなければならない。告示される制限額は、一食当りの額（通常二〇〇円）と一日当りの額（通常六〇〇円）の二つがあるから、双方の制限に従わなければならない。弁当は、

選挙事務所で食べるか、あるいは選挙運動のために選挙事務所で提供されるものに限られる。

⑥提供できる弁当の数は、候補者一人当たり四十五食に告示日から投票日の前日までの日数を乗じて得た数の範囲内である。

⑦運動員に弁当を提供した場合は、その者にさらに実費弁償として支給できる弁当料は、一日当たりの弁当料の制限額から提供した弁当の実費を差引いた額までである。

⑧労務者に弁当を提供したときは報酬からその弁当の実費相当額を差引いて支給しなければならない。

気勢を張る行為の禁止

何人も選挙運動のために気勢を張る行為をすることは禁止される。すなわち、選挙人の耳目を集めるために、自動車を連ねたり、隊伍を組んで往来することは、できない。

文書による選挙運動

文書による選挙運動は、頒布と掲示に分けられ、頒布できるものは「通常ハガキ」に限られ、県議員の選挙は、五千枚、町村長の選挙一千五百枚、町村の議会議員の選挙一千五百枚、町村議員の選挙五百枚、五百枚、五百枚、五百枚である。

選挙運動用のポスターは、それぞれの選挙を管理している選挙管理委員会の定めるところにより検印を受け、または証紙の交付を受けてそれをはらなければ掲示することができない。なお、ポスターには掲示責任者および印刷者の住所氏名を記載または印刷しなければならない。

新聞広告による選挙運動

新聞広告は、選挙運動期間中二回に限り、いずれか一つの新聞に一定寸法以内で広告することができる。

言論による選挙運動

言論による主な運動は

- ① 禁止されているもの
- ② 方法につき制限されるもの
- ③ 自由なもの

イ選挙事務所を表示するため、その場所で使用するポスター、立札、ちょうちんおよび看板の類

(4) 汽車、電車、乗合自動車、船舶（選挙運動用のものを除く）および停車場その他鉄道地内
 (5) 病院、診療所その他の療養施設

選挙事務所で食べるか、あるいは選挙運動のために選挙事務所で提供されるものに限られる。

ロ選挙運動のために使用する自動車または船舶に取りつけて使用するポスター、立札、ちょうちんおよび看板の類

国、地方公共団体、日本国有鉄道、日本専売公社または日本電信電話公社が所有しもしくは管理するものには、ポスターを掲示することができる。これらの公共施設に貼ることは、その承諾を得ると否とにかかわらず違反文書として撤去命令が出され、また、管理者が自ら撤去してもよいことになっている。

イ幕間利用による演説口電話利用による選挙運動ハ個々面接個人演説会とは、候補者の政見の発表、候補者への投票依頼等選挙運動のために、候補者個人が開催する演説会である。開催回数は制限がない。個人演説会では、候補者本人はもとより、候補者以外の者でも演説することができる。

候補者が掲示できる選挙運動用ポスター（知事選挙に限る）

選挙運動用ポスター

候補者が各選挙につき、候補者一人について次に挙げる枚数である。

県議会議員の選挙	一千二百枚
町村議会議員の選挙	五百枚
選挙運動用のポスターは、それぞれの選挙を管理している選挙管理委員会の定めるところにより検印を受け、または証紙の交付を受けてそれをはらなければ掲示することができる。	五枚

なお、公共施設でなくとも投票所に指定されたものは、投票当日は公共施設に該当になり禁止される。

公営施設は、学校、公民館、地方公共団体の管理する公会堂および市町村の選挙管理委員会が指定する施設である。

なお、公営施設を使用するときは、一回について五時間以内とされている。

公営施設外の施設を使用する場合は施設の管理者と交渉してその承諾を得ればよく、使用時間の制限はない。

個人演説会の開催の周知は、候補者がすることとされており、周知の方法は、一般選挙運動用として認められているポスターおよび選挙運動用通常ハガキで行なうほか、街頭演説等の機会を利用して選挙運動人に周知することもできる。戸別に演説会のあることを周知する行為は、戸別訪問とみなされ、選挙運動の制限違反となるので、注意を要する。

街頭演説

举運動に従事する者は、候補者一人について十五人をこえてはならず、しかもこれらの者は、一定の腕章を着けていなければならぬ。街頭演説をする場所では、その候補者の演説であることや、候補者の政見等を示すために、ポスター、立札、看板の類はいつさい使用することができます。しかし、選舉運動用自動車につけられていてはさしつかえない。また、街頭演説の場所ではビラ、チラシ等を配ることはできない。

幕間演説・個々面接・電話による選舉運用は自由

①幕間演説とは映画、演劇等の幕間、青年団、婦人会等の集会、会社、工場等の休憩時間にそこに集っている者を対象にして、候補者、選舉運動員または第三者が選舉運動のための演説をすることをいふもので、わざわざ選舉運動のために聴衆を集めてする演説会とも異り、また街頭演説ともならないので、自由に行なえることとされるいる。

なお、幕間演説についても、立会演説会が開かれている場合とか他の選舉の投票日には一定時間内

して選挙運動をすることをいふ

農地転用に

右岸田

木曽川右岸用水事業についてでは、地元の皆さん方のご理解とご協力により、事業が進められております。現在の進行具合は次のとおりです。

下麻生地内は、右岸幹線より分れる左岸幹線附近（大雄寺うら）トンネル工事が、千五百メートルほど終りました。以後逐次上流部下流部へと進められてゆきます。

比久見地内では、坂の洞川下流約千メートルの間、導水管（直経一、八メートル、長さ一・一メートル）の埋没が終りました。四十六年度には上流（坂の洞川より下吉田常善寺前）を行なう計画で、測量を行なっております。

以上の事業は、水資源公団が国

の事業として行なうものです。次に、これに関連しまして、県

による耕地整理の仕事を進めております。この仕事を、「圃場整備事業」といいますが。四十六年度は上川辺、石神の一部で十五町歩実施する予定で、川辺町木曾川右

農地転用には同意書を

右岸用水ほ場整備事業

木曽川右岸用水事業についてでは、地元の皆さん方のご理解とご協力により、事業が進められております。現在の進行具合は次のとおりです。

農地転用には同意書が必要
このようにして事業を行なう場合、
域内での農地の転用については、
次の事項にご留意
岸土地改良区では実施するための
事前の仕事を行なっております。

り通知しなければならないことに
なっております。

の負担に応ずること。
のことについての問合せは役場産業課又は川辺町木曽川右岸用水土地改良区へ。

樣式第 1 例

川辺町木曾川右岸用水土地改良区
理事長 殿 昭和 年 月 日

農地転用 等の 通知書

このたび下記の土地についての農地法第 条第 項第
号の規定による(許可の申請、届出)にあたり、地区除外等処理規程に基づき、あらかじめ通知します。

なお、同規程第3条の申入れ事項等については別途協議し
第6条の決済金については所定の方法によりこれを納付しま
す。

転用組合員(譲渡人)
住所・氏名 (印)

転用関係者(譲渡人)
住所・氏名 (印)

1. 土地

字名	地番	地目	用途	面積	転用面積	転用月日	備考

転用目的

2. 位地図



3. 農業委員会(県知事)に(転用許可申請書、転用届出書)を提出しようとする日
昭和 年 月 日

上記の通知書を確認します。
地区担当総代氏名 (印)

けいさつ だより



暴力の根を絶とう

なってゆくのです。
警察へ届けたり、知らせたりする
と、あとから暴力団の仕返しが
おそろしいと思っておられる方が
あります。警察では万一にもその
ような“お札まいり”や“仕返
し”によって被害者や証人になら
れた方にめいわくがかかるないよ
う絶対安全な方法でお守りしま
す。

もとでを提供しない

警察は、昨年中に何回となく暴
力団取り締りを行ない、きよ年の

十一月の末までに県下の暴力団関
係の犯罪五百二十一件、四百十六
人を検挙し、また暴力団の組員ら
がかくし持っていたけん銃や日本
刀、短刀、あいくちなどの武器百
六点を押さえるなど、暴力団を退
治するのに成果をあげてきました。

“火事は一一九番へ”

可茂消防川辺出張所が発足

4月1日から

暴力団が不法にやっている次の
ことは、手出しをしないように
心がけましょう。

▽競輪場や競馬場で私設車券を売
るいわゆるノミ行為には手を出さ
ない。

▽バクチ場には誘われない。
▽いかがわしい写真や映画のフイ
ルムの売りつけにのらない。
▽手形を割り引いてもらったり、
金を借りることを絶対しない。

木材の需要は日を追って高まり
需要量の半分近くをアメリカ、カ
ナダなどから輸入していますが、
造林事業は雑木の利用減、過疎化
とともに林業労働者の減少と貯
金アップによる造林費の値上がり
などによってむづかしくなってい
る現況です。

このため県においては昨年度よ
り「まい年一万ヘクタール造林」
のスローガンを掲げて造林を積極
的におし進めており、加茂地区造
林推進協議会においてはきわめて

川辺町は、総面積四〇七〇ヘク
タールの内約七〇パーセントが山
林ですが、その人工林割合は、県
下でも低く約二〇パーセントで
す。

植樹革命——ポット造林

警察活動に
欠かせないのは一般
市民の協力です



画期的な方法であるポット造林を
普及して造林の拡大を進めていま
すので今回はポット造林をご紹介
しましょう。

この方法は植樹の困難な北ヨー

ロッパの寒冷地帯で始められたも
ので、日本にこの技術がとり入れ
られたのは、ごく最近です。岐阜
県では郡上郡八幡町中江産業株式
会社の山林、名古屋市営林局管内の
国有林で良い成績をあげています。
又、加茂管内では白川村で昨
年テスト造林をし一〇〇パーセン
トの活着と成長率の増大により野
兎の害も今のところありません。

川辺町でも今年は二ヵ所で植え付
ける予定です。



このポット造林の利点は、①根
が乾燥したり、堀り取る時切損す
ることがない。②春先の短かい植
え付け適期にしばられることはな
く、いつでも植樹できる。③第一
回の下刈りの終了のころ植えれば
その年の下刈りがはぶける。④だ
れでも簡単に植えられる。⑤根切
れがないため成長が早い。⑥活着
が一〇〇パーセントに近い。
以上の六点があげられ植樹革命
ともいわれる理由です。

ジフィーポットとは、ミズゴケ
泥炭70と75パーセント、パルプ25
と30パーセント、添加済（肥料）
の水溶混合物を圧縮、成型し、乾
燥したものです。

去年四月に発足した、可茂消防
事務組合の川辺出張所は、いよい
よ四月から開所される運びとな
り、火災の予防や救急に、巾ひろ
く活躍していただくことになりま
した。またわが家の防火について
のご相談にも、私たちのための出
張所をご利用になって、防火につ
いては、悔を残さぬようにしてく
あなたの勇気があ
もし暴力団から被害を受けたと
きには、どんなことでもためらう
ことなく、すぐ警察へ届けてほし
いのです。そのあなたの勇気があ
すの明るい住みよい平和な社会に

交通安全



暑くなく、寒くないこのごろの寝心地は満点ですが、寝足りて、朝の快い空氣にふれる気分もまた格別です。さっぱりした気持ちでふとんから離れ、口をすすぐで顔を洗い、家族そろって朝の食卓……といえば、マイホーム族のお手本のようです。

「いってまいります。」ついこの間まで、お父さんがお勤めに出てしまうと、台所から洗たくものの干し場まで、お母さんの腰にまとわりついていたお子さんが、新しいランドセルを背負って学校へ出かけます。と

かく過保護になりがちだったお母さんも、これまで幾日か言って聞かせた甲斐があつて、ひとりで元気よく家を出るようになりますが、そうなるとこんどは学校の行き帰りが心配です。

五日から「春の交通安全運動」が始まります。日本人の平均余命がいくら延びても、交通事故で亡くなる人の数は毎年記録を更新しています。中でも子どもとの交通事故は悲惨です。相手が暴走車なら避けられませんが、普通に道路を歩いていて事故にあうことは滅多にありません。どこかに無理があるからです。たとえば横断歩道まで行ってか

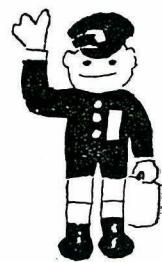
が、学校へ行くお子さんたちといっしょに、この新学期からお父さんがたもぜひ――。ところで、春はどうしてこんなに眠いのか。季節の変り目はホルモンの分泌に変化が起りやすく、バランスがとりにくく、それが疲労感を増して、ねむいだるに結びつくからです。普通、朝、目がさめてから完全にさめるまでには十分ぐらいかかるそうです。とくにお子さんの場合、ガバッとふとんをはぐのは精神衛生の上から感心できません。うつらうつらしている時間も考えて、ゆっくり起こしてあげてください。



空

が、学校へ行くお子さんたちといっしょに、この新学期からお父さんがたもぜひ――。ところで、春はどうしてこんなに眠いのか。季節の変り目はホルモンの分泌に変化が起りやすく、バランスがとりにくく、それが疲労感を増して、ねむいだるに結びつくからです。普通、朝、目がさめてから完全にさめるまでには十分ぐらいかかるそうです。とくにお子さんの場合、ガバッとふとんをはぐのは精神衛生の上から感心できません。うつらうつらしている時間も考えて、ゆっくり起こしてあげてください。

新入学のお子さんですと学用品の全部とはいかなくとも、ほとんど新しく買ってそろえてあげているようですが、進級のお子さんですと、教科書とせいぜい



いお帳面ぐらいが新しくなった程度です。お手もちのエンピツや筆入れまでもとはいいませんが、やはり学年が変わったころあるいは見はからって、こんどは〇年生になったのね、いよいよ学校でもお兄さんの部類に入るのだからしっかりと忘れものや病気にならないように、シタジキやケシ



ら渡れば安全なのに途中で斜めに渡ろうとしたり、ちょっと急いで車と車の間をすりぬけようとして、うまく抜けたられたと思った途端に反対側から走ってきた車にぶつかるといったケースです。道路を横切るときは必ず右を見て左もよく見て安全を確めてから……というごく基本的なルールを守ってください。

春は、桜、つばき、ぼけ、やまとみ、もくれん、かいどう、ヒヤシンスなど数えきれないほどの花が競って咲きます。お花見やピクニックなど、春の陽気にさせられて、家にじっと落ちついていられなくなります。



ます。

戸外で楽しむお花見もさることながら、この花々をお部屋に飾ってみてはいかがでしょう。食卓の一輪、子ども部屋や書斎の一はち、寝室での一枝は、どんなに私たちの生活にうるおいをもたらすことでしょう。

△食卓の花△ たとえ貧しい食事でも味覚をそそります。明るくやわらかい感じの器に、若芽の枝や、すみれ、たんぽぽなど野草をいけるのもいいものです。葉や枝にトゲのあるものやあまりごてごてしたものはさけたほうがいいでしょう。また、大ぶりなものは食事のじやまになります。

新入学 新学期

ゴムなど新しいものを用意してやつて、それとなく進級のお祝いをかねて、はげましのことばをかけてあげてやってください。義務教育期間では、よほど理由のないかぎり「留年」はありません。クラスの組み替えもない場合もありますから、せめて気分を変えさせてやるものの、子どもの心をはげます一つの手でしょう。

小学校から大学まで、入学といえどこの四月です。親も子も胸をふくらませて、このときのよろこびと感激は一生わすれられないものです。うれしそうに学校へ行く姿は明るい未来が約束されているようですね。

